

○北秋田市建設工事最低制限価格制度実施要綱

平成22年3月10日告示第10号

改正

平成28年3月25日告示第34号

平成31年3月29日告示第36号

令和5年3月31日告示第46号

北秋田市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「当該契約の内容に適した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合の基準及び事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 最低制限価格制度の適用対象工事は、競争入札に付する設計金額が250万円以上の工事で、北秋田市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成22年3月10日告示第11号）に基づく低入札価格調査制度の適用対象工事以外のものに適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により本要綱の適用対象とすることが適当でないと思えられる場合は、本要綱の対象としないことができる。

(最低制限価格)

第3条 市長は、前条第1項の適用対象工事について入札を行おうとする場合は、工事ごとに最低制限価格を定めるものとする。

2 最低制限価格は、次に掲げる額の合計とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格から当該消費税及び地方消費税の額を除いた金額をいう。）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額×97%

(2) 共通仮設費の額×90%

(3) 現場管理費×90%

(4) 一般管理費×70%

3 工事の性格上、前項の規定により難しい場合には、工事ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で市長が定める割合を入札書比較価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

4 市長は、前2項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に最低制限価格及び最低制限価格に消費税及び地方消費税の額を加えた金額を記載するものとする。

(入札内訳書の提出)

第4条 最低制限価格制度の適用対象工事に係る入札に参加しようとする者は、当該入札に際し、入札価格算定の根拠として入札金額の内訳書(以下「入札内訳書」という。)を提出しなければならない。

(入札参加者等への周知)

第5条 市長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札参加者に対して、入札公告等により、次のことを周知するものとする。

(1) 最低制限価格制度の適用対象工事であること。

(2) 最低制限価格に満たない価格で入札した者は、失格となること。

(3) その他この要綱に関して必要な事項

(落札者の決定)

第6条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合には、入札執行者は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(不調時の措置)

第7条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、再入札の手続きを行うことができるものとする。この場合、原則として、先の入札に参加した者を当該再入札に参加させることができない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日告示第34号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第36号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第46号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。